

環境保護に関する法令

法令名の長いものは略称によった

基本

環境基本法 1993. 11

- 環境基本計画の作成（環境基準）
- 公害防止計画の作成
- 環境アセスメントの推進
- その他地球環境保全のための必要な措置
- 環境権とは捉えていない。

大気

大気汚染防止法 1968

- ばいじん：硫黄酸化物、煤塵、有害物質
- 粉じん：
- 自動車排出ガス：
- 無過失責任

スパイクタイヤ粉じん防止法 1990

- 指定地域・無積雪：無凍結道路での使用禁止

自動車NOx総量削減法 1992

- 特定自動車の排出基準規制
- 総量規制、流入規制、違反の罰則は見送られた。

酸性雨

なし

オゾン層破壊

ウィーン条約 1985

モントリオール議定書 1987（ハロンの生産量と消費量との削減）

オゾン保護法 1988

- フロン生産・輸入の制限（既生産分の回収義務なし、地方自治体レベルでの取り組み）

温暖化

京都会議議定書（気候変動枠組み条約第3回締約国会議）

国別削減目標

水

水道法

水道水の水質基準

農薬は14種しか規制がない。(数百種類使われている。)
ウィルスや寄生虫の基準がない。(データがないため)
環境ホルモン物質の基準がない。(同)

水質汚濁防止法

特定工場・事業場から公共用水域への汚濁物質の排水と地下水への排出・浸透を規制。
罰則あり。汚染地下水の浄化措置命令。

下水道法

下水道への排水を規制

湖沼水質保全特別措置法

特定湖沼の特定水質の維持(9湖沼)

水源2法1994

総合的対策ではない。

水道源水水質保全法

水源地域の下水道等の整備促進

トリハロメタンの汚染防止特別措置法

指定地域内の排水規制

ダム

河川法

利水・治水

河川環境の整備・保全、魚道の設置、樹林帯制度

特定多目的ダム法

水資源開発促進法・水資源開発公団法

水源地域対策特別措置法

水没地帯などのケア

計画決定過程が複雑、かつ河川審議会、水資源開発審議会などが国民に開かれていない。

利水権者の思惑が反映。

生物多様性

自然公園法

国立公園、国定公園、自然公園

保護のための規制（風景保護）、保護のための施設、利用のための規制・施設（観光施設中心）

景観中心主義、指定に関係行政機関の長の同意が必要

鳥獣保護法

生態系保護の視点なし。爬虫類、両生類、昆虫類などが抜けている。狩猟規制、狩猟禁止が主。

市町村の有害鳥獣駆除による規制解除

文化財保護法

文化財の範囲は広い。（名勝地、動植物繁殖地・生息地なども）天然保護区域
野生動物などの実態把握不十分 → 指定・保護不十分

自然環境保全法 1972

保全基本方針

5年ごとの基礎調査

保全地域の指定（自然公園法の指定と重複できない。国有林・保安林については指定に林野庁の抵抗 → 白神山地の例。）

種保存法

保護対象の指定

取引規制

個体・生息地の保護

特定種は積極的保護増殖事業（トキ、タンチョウ、イリオモテヤマネコなど14種）

森林法

保安林制度：公共の利益のために農水大臣が指定。伐採、開墾に知事許可が必要となる。（生態系とは無関係）

国有林野経営規定による運用

都市緑地保全法

緑地保全地区の指定

緑地協定：都市計画区域内で土地所有者・賃借人全員の合意である協定で市町村長の認可を受けたものは後の承継人も拘束される。 → 全員の合意困難。違反者に公的制裁なし。

ワシントン条約 1973（1980批准）

絶滅のおそれがあり、取引によって影響を受けるおそれのある種（生体、一部、製品）

は、国際商業取引を原則禁止。

外為法（輸入品の没収不能 → 日本はCクラス）

種の保存法

ラムサール条約 1971（1980批准）

水鳥の生息地であるウェットランド（沼沢地、湿原、泥炭地、水域等）の登録、登録したウェットランドの保護計画の実施と変化情報の収集。

ウェットランド保護のための保護区指定と保全。

日本は10カ所（釧路湿原、琵琶湖等）

従来 of 法令

世界遺産条約 1972（1992批准）

① 地質学、地形学上地球の歴史を示す地域

② 生物学的進化や遷移などの生態学的な過程を示す地域

③ 類例を見ない自然の美しさ、美的重要性を持った優れた自然現象を持つ地域

④ 顕著な普遍的価値を持つ絶滅のおそれのある種の最も重要な生息地

規制は義務づけていない。

日本は11カ所（白神山地、屋久島等）

従来 of 法令

生物の多様性に関する条約 1992

目的：遺伝子資源および関連ある技術に関する権利を考慮し、遺伝子資源の適当な利用および関連のある技術の適当な移転、資金供与等により、生物多様性の構成要素を持続可能であるように利用し、遺伝子資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に配分する。

具体的義務なし。

従来 of 法令

廃棄物、エネルギー、違反行為、環境アセスメントに関するものは省略した。